

議案第140号

押印等を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年11月30日

つくば市長 五十嵐立青

押印等を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(つくば市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 つくば市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和62年つくば市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名しなければならない」を「を任命権者に提出しなければならない」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(つくば市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 つくば市固定資産評価審査委員会条例(昭和62年つくば市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項、第9条第2項、第10条第2項及び第11条第2項中「署名押印しなければならない」を「署名しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

2つの条例について、一括して押印等を廃止するため、この条例案を提出するものである。

つくば市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和62年つくば市条例第8号）新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条（略） （サービスの宣誓）</p> <p>第2条 新たに職員となった者は_____、別記様式による宣誓書を任命権者に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条・第4条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p>	<p>第1条（略） （サービスの宣誓）</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において</u>、別記様式による宣誓書に署名しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条・第4条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p>

つくば市固定資産評価審査委員会条例（昭和62年つくば市条例第28号）新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第6条（略） （審査申出人の口頭による意見陳述）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければならない</u>。</p> <p>(1)—(3)（略）</p> <p>第8条（略） （口頭審理調書）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければならない</u>。</p> <p>(1)—(5)（略） （実地調査調書）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければならない</u>。</p> <p>(1)—(4)（略） （議事についての調書）</p> <p>第11条（略）</p>	<p>第1条—第6条（略） （審査申出人の口頭による意見陳述）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)—(3)（略）</p> <p>第8条（略） （口頭審理調書）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)—(5)（略） （実地調査調書）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)—(4)（略） （議事についての調書）</p> <p>第11条（略）</p>

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(1)―(4) (略)

第12条 (以下略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)―(4) (略)

第12条 (以下略)